

平成25年稲敷市農業委員会第5回総会

〔5月24日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 5 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 6 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程10 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程10 議案第4号
- 日程11 議案第5号
- 日程12 議案第6号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |

3番	蛭原	一君	19番	宮本	善助君
4番	村山	文雄君	20番	保科	進君
5番	篠崎	文雄君	21番	清原	寿君
6番	松本	文雄君	22番	加納	昭君
7番	吉岡	一仁君	23番	飯塚	恒雄君
8番	川島	昇君	25番	濱田	昭一君
9番	小貫	和子君	26番	沖野谷	秀男君
10番	千勝	忠君	27番	永長	秀敏君
11番	山崎	健一君	28番	澤邊	雅之君
12番	坂本	富男君	29番	遠藤	一行君
13番	秋本	精一君	30番	糸賀	泰夫君
14番	篠崎	文夫君	31番	山下	恭一郎君
15番	坂本	一雄君	32番	高須	一郎君
16番	古澤	真和君			

欠席委員

24番 飯田 稔君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

5月16日（木） 農業委員会会長・事務局長会議
 於 大洗シーサイドホテル 大洗町
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

午後3時8分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成25年5月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市

農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は、出席委員は31名です。欠席委員は、24番、飯田 稔委員、1名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、2番 関口邦子員、3番 蛭原 一委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、上之島字上之島、田3筆、6、119平方メートル、及び

受理番号2番、新橋字町田、田3筆、畑1筆、計4筆、16、742平方メートルでございますが、いずれも農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

**日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字古橋、田1筆、2、159平方メートルでございますが、平成25年3月25日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号2番、上根本字川向ほか2地区、田3筆、5、483平方メートルでございますが、平成22年9月22日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号3番、江戸崎字荒匂ほか7地区、田7筆、畑8筆、計15筆、22、938平方メートルでございますが、平成25年4月21日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

**日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転
用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字戸張ほか1地区、畑2筆、287平方メートルでございますが、申請地を取得して、木造2階建て、123.38平方メートルの自己住宅1棟を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願
いいたします。

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通 知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地
の貸借権の合意解約通について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通について」
でございます。

受理番号1番，八千石字八千石，田2筆，3，899平方メートルでございますが，耕
作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願
いいたします。

日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」を議
題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号4番について、一括して報告いたします。

受理番号1番，羽賀字中ノ台，田1筆，394平方メートル，

受理番号2番，羽賀字中ノ台，田1筆，18平方メートル，

受理番号3番，羽賀字中ノ台，田1筆，18平方メートル，

受理番号4番，羽賀字中ノ台，田1筆，18平方メートルでございますが，大宿・君賀
地区経営体育成基盤整備事業の仮設道路として使用するため届出があったものです。農地
法施行規則第53条第1項第4号に基づくものであり，添付すべき必要書類等は，事務局
で確認した結果，問題ないものであります。

受理番号5番，羽賀字羽生，畑1筆，182平方メートルでございますが，申請地に農

業用倉庫を建築するため、届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものであり、添付すべき書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これはまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）6ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買による所有権移転3件でございます。

受理番号1番、結佐字流作ほか2地区、田12筆、計15,315平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。4月4日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は497アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、上之島字上之島、田3筆、計6,119平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。4月17日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は522アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、新橋字町田、田3筆、畑1筆、計4筆、計16,742平方メートルに

ついてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。4月11日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は232アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第1号の受理番号1番から受理番号3番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明を終わります。次に調査報告でございますが、受理番号1番から3番については、いずれも農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、釜井字後田、田4筆、3,476平方メートルについてでございますが、2月総会で意見進達をし、許可を受けた案件の申請者の承継及び建築物の面積の変更でございます。申請者の寺島薬局株式会社はウェルシア関東株式会社の子会社となり、ドラッグストア事業は親会社のウェルシア関東株式会社が承継するものであります。また、店

舗面積が1,091.82平方メートルから1,093.56平方メートルへと変更になります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外済みであります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。都市計画法第29条の変更申請もなされております。

以上で議案第2号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について永長委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君） 27番永長です。受理番号1番について、さる21日、蛭原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく、事業者名を変更するものであります。申請書類の確認もいたしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、伊佐部字中道、畑2筆、計993平方メートルについてでございますが、申請者は遊戯施設を営んでいる法人で、賃貸借権を設定し駐車場として利用するもので

あります。申請地は既に転用が完了しており、今回は追認申請となります。駐車場は採石敷きとし、来客用駐車場39台を整備します。上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、釜井字後田、畑1筆、田1筆、計2筆、計528平方メートルについてでございますが、申請者は賃貸借権を設定し、ドラッグストアの駐車場として利用するものであります。駐車場はアスファルト舗装とし、来客用駐車場5台分と進入路部分として利用します。上下水道はなし、雨水は土地改良区の水路へ放流となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外地であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。都市計画法第29条の申請も済んでおります。

受理番号3番、伊佐津字笹本、畑2筆、計534平方メートルについてでございますが、申請者は売買による所有権移転を行い、自己住宅敷地として利用するものであります。申請者は現在の借家が手狭になったため、実家近くに自己用住宅を建築するものであります。自己住宅は木造2階建、建築面積130.21平方メートルであります。上水は公共水道、下水は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。都市計画法第29条の申請も同時にされております。

受理番号4番、羽賀字粟津谷、畑4筆 計753.78平方メートルについてでございますが、申請者は太陽光発電施設を設置する法人で工事のための進入路として利用するため、賃貸借権を設定し一時転用するものであります。進入路は山砂で盛土し、鉄板敷きとします。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地であり、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号1番から4番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号3番について、蛭原委員より報告をお願いいたします。

○3番（蛭原 一君）3番蛭原です。受理番号1番について、さる21日、永長委員と事務局で現地調査、並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について、永長委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号2番について、さる21日、蛭原委員と事務局で現地調査、並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明ど

おりで間違いはなく、店舗用駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○25番（濱田昭一君） 25番濱田です。受理番号3番について、さる20日、遠藤委員と事務局で現地調査、及び申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番について、委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君） 11番山崎です。受理番号4番について、さる20日、村山委員と事務局で現地調査、並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはありません。太陽光発電施設の工事用進入路として一時転用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしておりますので、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付につい

て」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 9ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」でございます。非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、戊渡字北、田1筆、331平方メートル、畑2筆、163平方メートル、計494平方メートルの非農地証明書の交付でございます。登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和63年頃より宅地として利用され、木造住宅が建築されております。撮影年月日、平成元年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、江戸崎字愛宕下ほか1地区、田3筆、180平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。平成2年以前より住宅敷地として利用されており木造住宅が建築されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と経緯書及び始末書が提出されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について千勝委員より報告をお願いいたします。

○10番（千勝 忠君） 10番千勝です。受理番号1番について、さる20日、篠崎委員、古澤委員と事務局で申請書類の審査、並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から農家住宅の敷地として利用されており、平成元年10月9日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について松本委員より報告をお願いいたします。

○6番（松本文雄君） 6番松本です。受理番号2番について、さる20日、村山委員、清原委員それと事務局で申請書類の審査、並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅の敷地として利用されております。平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました問題ありませんでした。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めま。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めま。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。
本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。10ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、8件、57筆、103,724平方メートル、再設定が7件、42筆、57,336平方メートル、合計15件、99筆、161,060平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、八千石字八千石ほか1地区、田12筆、18,449平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積730アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号2番、橋向字橋向ほか3地区、田12筆、21,620平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、20,000円、設定を受ける者は、経営面積337アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号3番、柴崎字内海、田、1,011平方メートル、
11ページをお願いします。

受理番号4番、柴崎字内海ほか2地区、田5筆、13,260平方メートル
いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,707アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号5番、椎塚字中郷ほか3地区、田4筆、9,584平方メートル、受理番号6番、駒塚字五反田、田、396平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、

期間が6年，小作料は10アールあたり，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積271アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号7番，清久島字大浦ほか5地区，田20筆，26，859平方メートル，新規設定で，利用目的が，稲，期間が10年，小作料は10アールあたり，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積606アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，320日の認定農業者です。

受理番号8番，浮島字尾島ほか1地区，田，12，014平方メートル，畑，531平方メートル，計2筆，12，545平方メートル，新規設定で，利用目的が，稲と野菜，期間が10年，小作料は10アールあたり，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積91アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号9番から15番の再設定については，議案のとおりです。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく，ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号，「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定しました。

日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （利用権転貸）

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 15ページをお願いします。

議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は，再設定が1件，稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番は，再設定で議案のとおりです。

以上，よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑

ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもって、平成25年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後3時45分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

2 番委員 関 口 邦 子 ⑩

3 番委員 蛭 原 一 ⑩